

## 「人権教育のための世界プログラム」と「人権教育・啓発推進法」を活用した取り組みの現状と課題——自治体の取り組みアンケート調査を踏まえて

### 1. はじめに

部落差別をはじめとする差別の撤廃と人権確立を実現していくうえで、人権教育・啓発は極めて重要な役割を果たします。このため、日本国内では人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が2000年12月6日から公布・施行されていますが、それ以降8年になります。また、世界的には2005年1月から「人権教育のための世界プログラム」や「国連持続可能な開発のための教育の10年」が開始されていますが、これらについても4年が経過しています。

人権教育・啓発は、「人権教育・啓発推進法」で「学校、家庭、地域、職域その他さまざまな場」で推進される必要があると規定され、「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「国民の責務」が謳われていますが、国と自治体における取り組みが大きな役割を果たすことは説明を要しません。この内、国については、2002年以降『人権教育・啓発白書』が発行されていますので、その取り組みの概要が分かるようになってはいますが、自治体については、そのような報告書は存在していません。このため、部落解放・人権研究所として、2007年9月20日から「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等に関するアンケート調査を実施しました。本稿は、日本における人権教育の本格的な開始にいたる経過と、上記アンケート結果の概要、アンケート結果を踏まえた今後の課題を提起したものです。

### 2. 1996年5月 地域改善対策協議会意見具申

日本において、人権教育・啓発の必要性が明確に指摘されたものとして、1996年5月に出された地域改善対策協議会意見具申を上げることができます。

この意見具申の「1. 同和問題に関する基本認識」では、①「同和問題は、多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。」こと、②「国際社会における我が国が果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題などさまざまな人権問題を一日も早く解決するように努力することは、国際的な責務である」こと、③「昭和40年の同和对策審議会答申は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的な課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない」こと、④「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった課題である」こと等が指摘されました。

そのうえで、「2. 同和問題解決への取り組みの経過と現状」の「②これまでの成果と今後の主な課題」では、「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題」として、①「依然として存在している差別意識の解消」、②「人権侵害による被害の救済等の対応」、③「教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正」、④「差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化」が、挙げられています。

この内、①の「依然として存在している差別意識の解消」については、「四 今後の重点施策の方向」の「（一）差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」の中で、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである」との指摘が盛り込まれ、同

和教育や同和問題に関する啓発の成果を踏まえ人権教育・人権啓発へと発展させること、その上で同和教育や同和問題に関する啓発をその重要な柱として位置付けていくことが提起されました。(資料①)

### 3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）

その後、国の責任において人権教育・啓発を推進していくことと人権侵害の被害者の救済に取り組んでいくことの必要性を明確にするとともに、それらの効果的な方策を明らかにするために1996年12月、5年間の時限立法として人権擁護施策推進法が制定されました。この法律に基づき翌年の1997年5月から人権擁護推進審議会が開催され、1999年7月には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）」が出されました。この答申のなかでは、人権教育・啓発の重要性にかんがみて行財政的措置の必要性は指摘されましたが、法的措置の必要性までは言及されませんでした。このため、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会をはじめとする運動体や自治体等が国会に働きかけた結果、2000年12月、「人権教育・啓発推進法」が議員提案立法として制定されました。

「人権教育・啓発推進法」では、第一条の目的で、「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と規定され、この法律が部落差別をはじめとする差別を撤廃し人権侵害をなくすために、国、自治体、国民が人権教育・啓発を推進していくことを定めたものとなっています。

第3条の基本理念では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と規定されています。このなかで注目されるのは、人権教育・啓発はあらゆる場を通じて実施されなければなりません、とくに「学校、地域、家庭、職域」での取り組みが強調されている点、なかでも「職域」が明確に指摘されたことで民間企業等における取り組みを求めた点は重要です。もう一つ注目されるのは、人権教育・啓発の内容として「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得すること」を求めている点です。これは、これまでの同和教育や部落問題啓発が、頭では理解していても態度や行動として貫かれていないという欠陥があった点を反省して盛り込まれたものです。

第四条では国の責務、第五条では地方公共団体の責務、第六条では国民の責務が謳われています。その上で、第七条の基本計画の策定では、国に人権教育・啓発を総合的計画的に推進していくための基本計画を策定する義務があることを規定するとともに、第八条の年次報告では、政府に、毎年国会に、政府が講じた人権教育・啓発に関する施策の報告を義務付けています。

第九条の財政上の措置では、国は人権教育・啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対して、委託等の方法で財政上の措置をとることができることが盛り込まれました。(資料②)

### 4. 「人権教育・啓発基本計画」と「人権教育・啓発白書」

「人権教育・啓発推進法」を受けて、2002年3月15日、人権教育・啓発に関する基本計画（「人権教育・啓発基本計画」）が閣議決定されました。その内容は、第一章はじめに、第二章 人権教育・啓発の現状、第三章 人権教育・啓発の基本的在り方、第四

章 人権教育・啓発の推進方策、第五章 計画の推進、から構成されています。この内、第四章 人権教育・啓発の推進方策は、1 人権一般の普遍的な視点からの取組、2 各人権課題に対する取組、3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等、4 総合的かつ効果的な推進体制等が、柱立てとされています。また、2 各人権課題に対する取組では、(1) 女性、(2) 子ども、(3) 高齢者、(4) 障害者、(5) 同和問題、(6) アイヌの人々、(7) 外国人、(8) HIV感染者・ハンセン病患者等、(9) 刑を終えて出所した人、(10) 犯罪被害者等、(11) インターネットによる人権侵害、(12) その他が取り上げられています。

この「人権教育・啓発基本計画」は、1997年7月に策定された「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を踏まえたものであるとともに、自治体で策定されている人権教育・啓発に関する計画に影響を与えています。

2002年以降、「人権教育・啓発推進法」の第八条に基づき、政府が講じた人権教育・啓発に関する施策の報告として、毎年『人権教育・啓発白書』が作成・公表されています。

ちなみに、『平成20年(2008年)版 人権教育・啓発白書』の主な内容としては、第1章 人権教育及び人権啓発をめぐる国民の意識、第2章 平成19年度に講じた人権教育・啓発の関する施策、第3章 施策の推進、から構成されています。この内、第2章 平成19年度に講じた人権教育・啓発に関する施策では、(1) 第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組として、〈1〉人権教育、〈2〉人権啓発が、(2) 第2節 人権課題に対する取組として、〈1〉女性～〈13〉その他の人権課題が、(3) 第3節 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等では、〈1〉検察職員～〈13〉マスメディア関係者での取組が、(4) 第4節 総合的かつ効果的な推進体制等、が報告されています。

なお、『人権教育・啓発白書』で、紹介されている自治体等に委託されている事業としては、「人権啓発活動地方委託事業」(法務省)、「地域人権啓発活動活性化事業」(法務省)、「人権教育総合推進地域事業」(文部科学省)、「人権教育研究指定校事業」(文部科学省)、「人権教育推進のための調査研究事業」(文部科学省)が報告されています。

## 5. 「人権教育のための世界プログラム」等の国際的な取組

自治体レベルでの人権教育・啓発の取組に「人権教育・啓発推進法」が大きな影響を与えていますが、「人権教育のための世界プログラム」をはじめとする国連の人権教育に関する取り組みも、少なからぬ影響を与えています。

「人権教育のための世界プログラム」は、「人権教育のための国連10年(1995年1月～2004年12月)」を継承して、2005年1月から開始されている国連が提起した人権教育を推進していくための枠組みで、2009年12月までを第一段階として初等・中等学校制度での人権教育の推進に重点が置かれています。

「人権教育のための世界プログラム」に対して日本政府は、国連総会で積極的な賛意を示すとともに、文部科学省のもとに「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、3次にわたる「人権教育の指導法等の在り方について」と題した取りまとめを行いその結果を公表し、学校教育における人権教育の推進を求めています。(資料③)

また、日本政府の積極的な提案のもとに、国連総会での同意を得て、2005年1月から2014年12月まで「国連持続可能な開発のための教育の10年」が取り組まれています。この10年の目標は、①同一世代の公正、②異なった世代間の公正、③人間と他の生物、地球環境との関係の公正を実現することにあります。この10年の提起は、これまでの人権教育の内容を豊富化させるものであるとともに、人権教育と環境教育とを結びつける意義をもっています。(資料④)

## 6. 自治体レベルでの取り組み

上述した「人権教育・啓発推進法」や「人権教育のための世界プログラム」等が、自治体レベルでの人権教育・啓発の推進に大きな影響を与えていますが、この他、部落差別撤廃・人権条例をあげることができます。2008年6月5日現在、およそ420自治体で、こうした条例が制定されていますが、自治体での人権教育・啓発の推進は、これらの条例によっても根拠付けられています。(資料⑤)

自治体における人権教育・啓発推進の取り組みの現状をみたとき、その概要は、以下のよう整理することができます。

- ① 人権教育基本方針、基本計画等の策定
- ② 人権教育を推進していくための庁内体制の整備
- ③ 人権教育を効果的に推進していくための学識経験者の参画をえた懇話会等の設置
- ④ 職員や教員等を対象とした研修会の実施
- ⑤ 市民を対象とした講座の開催や広報等による普及・宣伝

## 7. 「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等に関するアンケート

### (1) 全国の自治体を対象にアンケートを送付・回答状況

2007年9月20日に、1870自治体にアンケートを送付しました。その後、3回(11月13日、2008年1月24日、3月25日)にわたって未回答の自治体に協力依頼を行い、2008年3月28日、最終的に締め切りました。回答があった自治体数は1451(77.6%)です。この内、80%以上の自治体から回答があった都府県は、栃木、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎です。一方、回答が60%に満たなかった道県は、北海道、秋田、山形、福島、山梨、高知、沖縄です。表0

なお、アンケートの内容としては、1「人権教育・啓発推進法」に関するものとしては、①自治体職員や教員を対象とした研修と住民に対する広報の状況、②同法に基づく計画等の有無、③同法に基づく計画等の庁内推進体制ならびに有識者や住民代表からなる推進体制の有無、④同法に基づく計画等の取り組み状況に関する報告書の有無、2「人権教育のための世界プログラム」、3「国連持続可能な開発のための教育の10年」については、①自治体職員や教員への研修と住民に対する広報の状況、②同プログラムに基づく計画の有無、4「同和教育基本方針・基本計画」については、それらの有無等を尋ねました。

(詳しくは、アンケート用紙参照)

### (2) 「人権教育・啓発推進法」に関する自治体の取り組みについて

#### ① 「人権教育・啓発推進法」に関する研修・広報の状況

「人権教育・啓発推進法」に関して、研修・広報の状況について調査した結果は、以下の通りです。自治体職員を対象とした研修について、「している」は715(49.3%)、「していない」は735(50.6%)、「無回答」は1(0.1%)です。表1-1

教員を対象とした研修について、「している」は673(46.4%)、「していない」は756(52.1%)、「無回答」は22(1.5%)です。表1-2

住民を対象とした広報について、「している」は768(52.9%)、「していない」は679(46.8%)、「無回答」は、4(0.3%)です。表1-3

これらの調査結果をみると、「人権教育・啓発推進法」に関する自治体職員や教員を対象とした研修を実施している自治体は回答が寄せられた自治体の半数弱(全自治体の4割弱)にすぎないこと、住民を対象とした広報についても実施している自治体は、回答が寄せられた自治体の半分強(全自治体の4割強)にとどまっていることが分かります。

なお、広報の形態について(複数回答)は、「自治体広報」551(71.7%)、「パン

フレット」228(29.7%)、「リーフレット」208(27.1%)、「ポスター」210(27.3%)、「配布グッズ」234(30.5%)、「イベント開催」253(32.9%)、「ウェブサイト」110(14.3%)、「その他」139(18.1%)、「無回答」1(0.1%)となっています。[\[1-3-1\]](#)

上記回答の内の「その他」としては、「防災行政無線」、「パネル展示」、「人権学習・講演会」、「FMラジオ」、「ケーブルテレビ」等が記載されています。[\[一覧1-3-1-8\]](#)

注・( )内のパーセントは、「広報をしている」と回答した768を基礎数とした数値。

## ②「人権教育・啓発推進法」に基づく計画の有無

「人権教育・啓発推進法」に関する自治体の取り組みに関する調査のなかで、最も重要な項目である計画等の策定状況に関する調査結果は、以下の通りです。

まず、計画の有無について尋ねたところ、「同法に基づく計画がある」は233(16.0%)、「そのようにみなされている計画がある」は189(13.0%)、「なし」は1026(70.6%)、「無回答」は5(0.3%)となっています。[\[2-1\]](#)

この内、「そのようにみなされている計画がある」とした選択肢を選んだ自治体としては、部落差別撤廃・人権条例等に基づく「人権施策基本方針」や「人権施策推進計画」等を策定していて、その重要な柱に人権教育・啓発の推進が盛り込まれている場合が多いと思われます。なお、兵庫県と大分県が「同法に基づく計画がある」と「そのようにみなされている計画がある」の両方があると回答しているため、度数の合計は1451になりません。

「同法に基づく計画がある」と「そのようにみなされている計画がある」の両方を合わせると422となります。この内、上述したように2県が両方があると回答していますので、何らかの計画がある自治体は420で、1870自治体の22.5パーセントに止まっています。

何らかの計画のある自治体数が半数を越す府県は、栃木、埼玉、福井、京都、大阪、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、香川、大分で、何らかの計画がない自治体数が8割を越す道県は、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、東京、新潟、富山、石川、山梨、静岡、愛知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄です。[\[表2-1\]](#)

## ③「なし」と回答した自治体の今後の予定

上記①で、「なし」と回答した自治体について、今後の策定予定の有無について尋ねたところ、「今後策定する予定あり」は108(10.5%)、「検討中」は299(29.1%)、「策定する予定はない」は611(59.6%)、「無回答」は8(0.8%)となっています。[\[2-2\]](#)

なんらかの計画がある自治体420と、今後策定する予定がある自治体108を合わせると528となり、1870自治体の28.2%となります。

## ④「今後策定する予定あり」と回答した自治体の策定期間

上記③で「今後策定する予定あり」と回答した自治体の策定期間について尋ねたところ、「決まっている」は68(63.0%)、「決まっていない」は39(36.1%)、「無回答」は1(0.9%)となっています。

## ⑤計画の名称等

「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の名称としては、人権教育・啓発推進計画(行動計画)、人権教育推進計画(プラン)、人権施策推進基本方針・基本計画(推進指針)、同和教育基本方針・基本計画、同和行政基本方針・基本計画、総合計画、人権教育のための国連10年行動計画等があります。[\[一覧2-3\]](#)

## ⑥「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の期間

「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の期間について尋ねたところ、「あり」は154(36.5%)で、「なし」は246(58.3%)、「無回答」は22(5.2%)となっています。ちなみに、国の「人権教育・啓発基本計画」は「必要に応じて見直しを行う」

とされていますが、期間は特に定められていません。[2-5]

#### ⑦「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等に関する広報の有無

「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等に関する広報の有無について尋ねたところ、「している」は279(66.1%)、「していない」は136(32.2%)、「無回答」は7(1.7%)でした。[2-6]

なお、広報の形態について尋ねた(複数回答)ところ、自治体広報誌が147(53.1%)、ウェブサイト119(42.6%)、パンフレット88(31.4%)、リーフレット77(27.8%) イベント関連44(15.9%)、配布グッズ13(4.7%)、ポスター10(3.6%)、その他53(18.8%)、無回答1(0.4%)となっています。[2-6-1]

この内、「その他」としては、冊子、研修会などが記載されています。[覧2-6-1-8]

#### ⑧「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の庁内の推進体制

自治体において人権教育・啓発を推進していくうえで、計画の策定に次いで重要な課題は推進体制の整備ですが、何らかの計画を策定している自治体に対して「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の庁内の推進体制について尋ねたところ、「あり」は299(70.9%)、「なし」は118(28.0%)、「無回答」は5(1.2%)となっています。[2-7]

推進体制が存在している自治体について、一年間の開催回数を尋ねたところ1回、1~2回、2回が多く、少数ですが7回、10回開催している自治体も存在しています。[覧2-7-1]

推進体制が存在している自治体について、その名称について尋ねたところ、主なものとしては人権施策(対策)推進本部、人権教育推進会議(本部)、人権教育・啓発推進会議(委員会)(本部)、人権・同和行政推進会議(本部)等があります。[覧2-7-2]

推進体制が存在している自治体について、構成メンバーについて尋ねたところ、首長または副首長を責任者に、教育長、すべての部長(または課長)から構成されているところが大半です。[覧2-7-3]

なお、自治体をあげた取組とするためには、首長を責任者にすべてのセクションの代表者を網羅した推進本部を構築し、定期的に会合を開催し方針を決定する必要があります。

#### ⑨有識者や住民代表からなる「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の推進体制

何らかの計画を策定している自治体に対して、有識者や住民代表からなる「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の推進体制について尋ねたところ、「あり」が256(60.7%)、「なし」が160(37.9%)、「無回答」が6(1.4%)となっています。[2-8]

有識者や住民代表からなる推進体制が存在する自治体について、一年間の開催状況について尋ねたところ1回、1~2回、2回、3回が多く、少数ですが10回以上開催しているところも存在しています。[覧2-8-1]

有識者や住民代表からなる推進体制が存在している自治体について、その名称について尋ねたところ、主なものとしては「人権施策推進審議会」、「人権教育・啓発推進懇談会」、「人権教育推進協議会(委員会)」、「人権・同和教育推進委員会」、「人権尊重のまちづくり協議会」などがあります。[覧2-8-2]

有識者や住民代表からなる推進体制が存在している自治体について、構成メンバーについて尋ねたところ、学識経験者、人権擁護委員、議会代表、行政代表、関係団体代表、学校代表、市民代表が多く回答されています。[覧2-8-3]

なお、人権教育や人権啓発に関する計画を現実に存在している差別や人権侵害の撤廃に役立つものとするためには、有識者や当事者を含む住民代表の参画をえた推進体制を構築するとともに、定期的に会合を開催し提言を受けていく必要があります。

#### ⑩「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の取組状況に関する報告書

何らかの計画を策定している自治体に対して、「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等の取組状況に関する報告書の有無について尋ねたところ、「あり」は73（17.3%）、「なし」は338（80.1%）、「無回答」は11（2.6%）となっています。[\[2-9\]](#)

報告書の名称としては、人権教育・啓発事業報告書、人権施策に関する事業報告書等が多いです。また、報告書の提出先としては、市長等首長、庁内各部課、人権教育・啓発懇話会、人権審議会等が多いです。[\[一覧2-9\]](#)

報告書の広報の有無について尋ねたところ、「している」は33（45.2%）、「していない」は37（50.7%）、「無回答」は3（4.1%）となっています。[\[2-9-3\]](#)

広報の形態について尋ねたところ、イベント開催21（63.6%）、自治体広報誌9（27.3%）、パンフレット5（15.2%）、配布グッズ1（3.0%）、ウェブサイト1（3.0%）、その他12（36.4%）となっています。[\[2-9-4\]](#)

その他の内訳としては、行政資料コーナーへの冊子配置、研究会での配布等が記載されています。[\[一覧2-9-4-8\]](#)

なお、計画がどのように実施されているかを評価するためには、報告書の作成公表は不可欠です。なんらかの計画を策定している自治体のすべてで報告書の作成が求められます。

### (3)「人権教育のための世界プログラム」について

#### ①「人権教育のための世界プログラム」に関する研修・広報の状況

「人権教育のための世界プログラム」に関する職員や教員に対する研修と住民に対する広報の状況を尋ねたところ、次のような結果でした。

まず、自治体職員を対象とした研修について、「している」は82（5.7%）、「していない」は1323（91.1%）、「無回答」は46（3.2%）でした。[\[3-1\]](#)

つぎに、教員を対象とした研修について、「している」は134（9.2%）、「していない」は1276（88.0%）、「無回答」は41（2.8%）でした。[\[3-2\]](#)

さらに、住民を対象とした広報については、「している」は81（5.6%）、「していない」は1350（93.0%）、「無回答」は20（1.4%）となっています。[\[3-3\]](#)

なお、広報の形態（複数回答）としては、自治体広報誌38（46.9%）、パンフレット25（30.9%）、イベント関連20（24.7%）、リーフレット16（19.8%）、ポスター14（17.3%）、配布グッズ9（11.1%）その他20（24.7%）となっています。[\[3-3-1\]](#)

このうち「その他」では、研修会、学習会、ウェブサイトなどが記載されています。

[\[一覧3-3-1-7\]](#)

「人権教育のための世界プログラム」は、人権教育を推進していく上で、国連が提唱している重要な取組ですが、この調査結果からごく一部の自治体で職員や教員を対象とした研修、住民への広報が行われているにすぎないことが分かります。「人権教育のための世界プログラム」の第1段階が、初等・中等学校制度での人権教育の推進に重点を設定していることを考慮したとき、とりわけ教員研修にしっかりと位置づける必要があります。

#### ②「人権教育のための世界プログラム」を受けた計画の有無について

「人権教育のための世界プログラム」を受けた計画の有無について尋ねたところ、「直接受けた計画がある」は10（0.7%）、「そのようにみなされた計画がある」が45（3.1%）、「なし」は1385（95.4%）、「無回答」11（0.8%）となっています。[\[3-4\]](#)

「直接受けた計画がある」と「そのようにみなされている計画がある」を合わせても55自治体にとどまっています。

「人権教育のための世界プログラム」を受けた何らかの計画が2つ以上の自治体で策定されている府県は、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、徳島、香川、大分です。[\[表3-4\]](#)

### ③「なし」と答えた自治体について、今後の策定予定の有無

「なし」と回答した自治体について、今後の策定予定の有無を尋ねたところ、「策定する予定がある」は22（1.6%）、「検討中」は333（24.0%）、「策定する予定がない」は1023（73.9%）、「無回答」は7（0.5%）となっています。3-4-1

「人権教育のための世界プログラム」を、自治体レベルの計画に何らかの形で取り入れている自治体は極めて少ないです。何らかの形で取り入れている自治体は55、今後策定予定をしている自治体は22で、両者を合わせても77に止まっています。ただし、「検討中」と回答した自治体が333もありますので、ここでの策定が当面求められます。今後、国際的な連帯のもと、人権教育を自治体レベルで推進していくために、「人権教育のための世界プログラム」の重要性をさらに広めていくことが必要です。（「人権教育のための世界プログラム」を踏まえた自治体レベルでの計画の策定が、大幅に遅れている理由としては、この取り組みが日本国内で余り知られていないことと、「人権教育のためのプログラム」の内容が確定し本格的に開始されたのが2006年以降であるという事情も影響しているものと推察されます。）

なお、「策定する予定がある」と回答した自治体について、今後の策定時期を訊ねたところ、「決まっている」は15（68.2%）、「決まっていない」は7（31.8%）です。3-4-2

また、「人権教育のための世界プログラム」を受けた計画の名称としておもなものは、人権施策推進基本計画、人権教育推進計画（プラン）、人権教育・啓発基本計画（行動計画）等です。一覧3-4-3

この他、「人権教育のための世界プログラム」の内容を、「人権教育・啓発推進法」に基づく計画に反映させているかどうかを尋ねたところ、「反映させている」は94（22.2%）、「反映させていない」は115（27.1%）、「無回答」は215（50.7%）でした。3-4-4

## （4）「国連持続可能な開発のための教育の10年」について

### ①「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する研修、広報の状況

「国連持続可能な開発のための教育の10年」について、自治体職員や教員に対する研修、住民に対する広報に関して訊ねたところ、自治体職員を対象とした研修を「している」は46（3.2%）、「していない」は1374（94.7%）、「無回答」は31（2.1%）でした。4-1

ついで、教員を対象とした研修について「している」は68（4.7%）、「していない」は1340（92.3%）、「無回答」は43（3.0%）となっています。4-2

さらに、住民を対象とした広報について「している」は51（3.5%）、「していない」は1373（94.6%）、「無回答」は27（1.9%）となっています。4-3

なお、広報の形態（複数回答）としては、自治体広報誌33（64.7%）、パンフレット20（39.2%）、イベント関連18（35.3%）、リーフレット10（19.6%）、配布グッズ8（15.7%）、ウェブサイト6（11.8%）、その他3（5.9%）となっています。4-3-1

この内、「その他」には、研修会や講座が記載されています。一覧4-3-1-8

### ②「国連持続可能な開発のための教育の10年」を受けた計画の策定

「国連持続可能な開発のための教育の10年」を受けた計画の策定について尋ねたところ、「直接受けた計画がある」は4（0.3%）、「そのようにみなされた計画がある」は27（1.9%）、「なし」は1395（96.1%）、「無回答」は25（1.7%）となっています。4-4

この内、「なし」と回答した自治体について、今後の計画策定予定の有無を尋ねたところ、「策定する予定がある」は7（0.5%）、「検討中」は293（21.0%）、「策定する

予定がない」は1082（77.6%）、「無回答」は13（0.9%）となっています。4-4-1

「国連持続可能な開発のための教育の10年」を受けた何らかの計画を策定している自治体がある都府県は、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、福岡、熊本、大分、沖縄です。4-4-3

なお、「策定する予定がある」と回答した自治体について策定時期を尋ねたところ、「決まっている」は4（57.1%）、「決まっていない」は3（42.9%）となっています。4-4-2

さらに、「国連持続可能な開発のための教育の10年」を受けた計画の名称としては、環境学習プラン、環境教育推進方針、人権教育推進計画、人権教育・啓発推進計画、人権施策推進計画（指針）等が付けられています。4-4-3

先に述べたように、「国連持続可能な開発のための教育の10年」は、これまでの人権教育の内容を豊富化することに役立つとともに、人権教育と環境教育を結びつけることができる重要な取り組みです。しかしながら、何らかの形の計画があると答えた自治体は31に止まっています。策定する予定があるとした自治体を入れても38に過ぎません。今後この取り組みを強化していく必要があります。

#### （5）同和教育基本方針・基本計画等について

1996年5月の地域改善対策協議会の意見具申が指摘したように、長年に及び同和教育の成果を踏まえ人権教育を創造・発展させていくことは必要ですが、部落差別が現存していること、部落問題を理解するためには人権全般についてだけでなく、部落問題そのものについてしっかりと学ぶことが必要なこと、日本の現状を考慮したとき、同和教育が人権教育を牽引している実情があること等を考慮したとき、人権教育の重要な柱に同和教育を明確に位置付けていくことが必要です。

この観点から、同和教育基本方針、基本計画等の有無について尋ねたところ、「ある」は294（20.2%）、「なし」は1140（78.6%）、「無回答」は17（1.2%）となっています。5-1

この内、「なし」と回答した自治体に関して、今後の策定予定の有無を尋ねたところ、「策定する予定がある」は24（2.1%）、「検討中」は231（20.3%）、「策定する予定はない」は875（76.7%）、「無回答」は10（0.9%）となっています。5-2

なお、「策定する予定がある」と回答した自治体について、今後の策定予定について尋ねたところ、「決まっている」は11（45.8%）、「決まっていない」は13（54.2%）となっています。5-3

同和教育基本方針、基本計画があると回答した自治体を含む都府県は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島です。表5-1

先にも述べましたように、今後、人権教育の重要な柱として同和教育は積極的に取り組まれる必要がありますが、このためには、同和教育基本方針なり基本計画が策定されていない自治体においても策定される必要があります。

## 8. 今後の課題

以上、日本における人権教育の本格的な開始に至る経過をたどり、「人権教育・啓発推進法」に基づく計画等に関するアンケート調査結果の概要と若干の分析を行いました。以下に今後の課題を列挙します。

（1）「人権教育・啓発推進法」、「人権教育のための世界プログラム」、「国連持続可能な開

発のための教育の10年」をテーマとした自治体職員や教員を対象とした研修、さらには住民に対する広報を強化し、これらの重要性を各方面に広めること。

- (2) すべての自治体で、これらを踏まえた計画を策定すること。
- (3) 計画を策定した自治体においては、定期的に計画の実施状況をとりまとめ公表すること。
- (4) すべての自治体内に、首長をトップにすべてのセクションの代表を網羅した推進体制を整備し、定期的に会合を開催すること。
- (5) すべての自治体で、有識者と住民代表（被差別の当事者を含む）の参画をえた懇話会等を設置し、定期的に会合を開催し、計画の策定や改訂等に関する提言を得ること。
- (6) 計画の中には、部落問題をはじめとする個人権課題の解決に向けた計画を含むこと。
- (7) 計画の中には、学校、地域、家庭、職域等あらゆる場所で人権教育・啓発が取り組まれるための計画を含むこと。
- (8) 計画の中には、公務員や教員、警察署員、医療関係者や福祉関係職員など人権との関わりの深い職業従事者の中での人権研修に関する計画を含むこと。
- (9) 「人権教育・啓発基本方針・計画」とともに「同和教育・啓発基本方針・基本計画」等個人権課題に関する計画を可能な限り策定すること。
- (10) 「人権教育・啓発推進法」、「人権教育のための世界プログラム」、「国連持続可能な開発のための教育の10年」を活用した取り組みを推進していくための広範な団体、個人が参画を得た運動を構築すること。

## 9. おわりに

2008年は、世界人権宣言60周年の年にあたります。世界人権宣言は、その前文において「社会の各個人及び各機関が、世界人権宣言に盛り込まれた「権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること」と指摘しています。この指摘を踏まえるならば、「人権教育・啓発推進法」、「人権教育のための世界プログラム」、「国連持続可能な開発のための教育の10年」等を踏まえた自治体レベルで人権教育・啓発に関する計画の策定等に向けた取り組みを飛躍的に強化することが持つ意義は極めて大きいと言えます。

友永健三（社団法人部落解放・人権研究所・所長）

### 【参考図書】

- ① 「基本法」制定要求国民運動中央実行委員会編 人権ブックレット58『生かそう人権教育・啓発推進法』2001年、解放出版社
- ② （社）部落解放・人権研究所編『人権文化をみんなの手に 「人権教育のための世界プログラムスタート」』2005年、解放出版社
- ③ 平沢安政著『解説と実践 人権教育のための世界プログラム』2005年、解放出版社
- ④ 友永健三「「人権教育のための国連10年」の総括と「人権教育のための世界プログラム」を踏まえた今後の課題」（『これからの人権保障』2007年、有信堂）所収
- ⑤ 福田弘著 別冊スティグマ 人権教育ブックレット①『なぜ今、人権教育が必要なのか？』2008年、千葉県人権啓発センター
- ⑥ 阿部治「自然と人間が調和した持続可能な未来社会への展望」（『農村文化』172号、農文協 2004年4月 所収）